

## 令和6年3月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

令和6年3月22日(金)

午後3時00分 開 会      午後3時30分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

### 3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	藤 本 一 雄
委 員	枡 崎 継 雄
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	安 藤 清

### 4 出席職員

学校教育課長	高野 美樹子	社会教育課長	小川 正俊
教育総務室長	稲垣 雅美	学校教育室長	古澤 孝男
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	榎本 恵子	学校給食センター所長	高木 利雄
生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	藤井 寿代	青少年指導センター所長	栗原 耕次
市民センター所長	宮澤 英雄	公正図書館長	大出 美穂
スポーツ振興室長(兼体育館長)	高橋 仁志	銚子高等学校事務長	宮内 伸光

### 5 議題等

- 議案第 4 号 銚子市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 5 号 銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 6 号 銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 7 号 銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 8 号 銚子市立小中学校の学校給食費の特例に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 9 号 銚子市立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 10号 代決処分の承認を求めることについて(令和5年度末県費負担たる校長及び教頭の任免に係る内申)

## 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和6年3月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

2月28日に開催いたしました令和6年2月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、栢崎委員、安藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第4号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第4号「銚子市立高等学校管理規則の一部を改正する規則制定について」提案理由をご説明いたします。

銚子市立高等学校管理規則第65条により、市立高校校長は教育委員会に対して生徒数、学級数及び職員数などを報告することとなっており、その中で、生徒数、学級数及び職員数について、4月、5月、9月及び1月の各10日現在の数を報告していたところです。

これに対して、千葉県の高専管理規則では、報告時期を4月、9月、1月と各学期ごとの年3回の報告となっております。銚子市の取扱いと異なっている状況となっております。また、県内市の各市立高校におきましても、この定例報告につきましてもは県に準じているところです。

ついては、銚子市におきましても定例報告の時期について県に準じることとし、改正しようとするものです。施行期日は、令和6年4月1日です。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第5号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第5号「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」提案理由をご説明いたします。

幼児教育に係る事務につきましては、学校教育室において私立幼稚園の施設利用給付に係る事務、いわゆる幼稚園無償化事務などを行ってきたところですが、これらの事務については、子育て支援課において行っている幼児保育事務においても同様の事務がありまして、幼児教育に係る事務を移管することで、事務の効率化及び窓口の一元化による市民や事業者の利便性向上が見込まれることから、令和6年度から係る事務を子育て支援課へ移管することとなりました。これに伴いまして、学校教育室の事務分掌を改正するものです。

また、市立高校の教員に係る給与事務につきましても、学校教育室で行ってまいりましたが、千葉県及び一部の市立高校を有する県内市では教員の給与事務を高等学校において直接行っており、本市においても、当該事務を市立高校で行う場合には、事務時間の短縮や効率化が見込まれることから、令和6年度より給与事務を市立高校に事務移管することとなり、学校教育室の事務分掌を改正するほか、規定の整備をするものです。施行期日は、令和6年4月1日です。

以上で、議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【安藤委員】**

内容は良いと思います。高校の職員の給与事務を高校に移すということで、何かとも良いことがあるのでしょうか。事務の削減になるということですか。

**【学校教育室長】**

今現在、学校教育室で給与事務のほうを行っております。担当者と私の2人でチェックをしながらやっておりますが、やはり多くの目でチェックをする必要があるなど前々から考えておりました。市立高校で給与事務をやっていただいて、かつ学校教育室のほうで別の目で事務を確認することでミスが減ると思います。ミスがあつてはならない事務なので、ミスを無くすようにこういった体制にしたところです。

**【安藤委員】**

そうなんです。分かりました。

**【松崎委員】**

聞き逃していたらごめんなさい。新旧対照表の第5条の中で事務分掌の変更がありますが、教育総務室の事務分掌の11の部分で、「学校教育室所管に属する者を除く」が「教育総務室所管に属する者に限る」に変わってしまっていて、これについてご説明をお願いします。

**【学校教育室長】**

こちらの読み方ですが、今までは業務員さんの給与関係は教育総務室でやっていただいて、市立銚子高校の給与については学校教育室で行っておりました。

今まで教育総務室が市立銚子高校以外の給与を担当していたのが、教育総務室は教育総務室の担当のみを担当するという表記の違いでこのような表記になっていますけど、実際には市立銚子高校の給与事務だけが学校教育室から市立銚子高校へ移管するという流れになっています。

**【松崎委員】**

では、こちらも先ほど説明のあった市立銚子高校の職員の給与事務を学校教育室から高校へ移管するというのと同じことですか。

**【学校教育室長】**

同じになります。言い方が変わったということになります。

**【松崎委員】**

分かりました。

**【教育長】**

ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第6号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第6号「銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則制定について」提案理由をご説明いたします。

市立高等学校教育職員の給与制度につきましては、千葉県教育職員との均衡を考慮し、同様の改正を実施しており、千葉県が令和6年1月26日付けで公布した「職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則」に合わせ、教育委員会規則を一部改正しようとするものです。

改正の内容につきましては、現行の「昇格時号給対応表」による昇格後の号給及び「降格時号給対応表」による降格後の号給について改定しようとするものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第7号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案第7号「銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について」提案理由をご説明いたします。

学校給食に係る賄材料費や光熱水費の高騰によりまして、一部の学校給食費を見直しいたします。

対象は児童・生徒及び教職員以外の職員で、学校給食センター職員や調理業務受託業者の職員などになります。金額は、月額を「7,082円」から「7,700円」に、1食あたり「424円」を「450円」にそれぞれ改めるものです。

なお、児童・生徒及び教職員の学校給食費については、その計算にあたり光熱水費は含めないこととしておりまして、また、賄材料費の不足分は公費で負担することとしておりますので、今回、学校給食費の改定は行っておりません。施行期日は、令和6年4月1日です。

以上で、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【安藤委員】**

子供たちと先生方の給食費には光熱水費を反映させないというのは、以前からでしたか。その反映させない理由を教えてください。

**【学校給食センター所長】**

学校給食法の中に食材費と光熱水費等は給食費に入れていいということにはなっているのですが、慣習的、一般的に光熱水費はこの市町村も入れていないような状況です。なので、先生や子供たちの給食費には光熱水費相当分は入っていないのですが、それ以外の方、給食センターの職員等は光熱水費等も含めた形にしているところです。

**【安藤委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【教育長】**

よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり決することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第6 議案第8号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第8号「銚子市立小中学校の学校給食費の特例に関する規則の一部を改正する規則制定について」提案理由をご説明いたします。

学校給食費の特例に係る令和6年度予算が、本日閉会の令和6年3月市議会定例会において議決されましたので、銚子市立小中学校の学校給食費の特例に関する規則の一部を改正するものです。

改正内容といたしまして、令和6年度の学校給食費への公費負担を現在の3割負担から5割負担とするもので、財源は子ども未来基金から充当するものです。

なお、このほかに地方創生臨時交付金を財源として残りの保護者負担である50%を減免扱いとすることで、令和6年度の学校給食費については、実質的に無償化となります。施行期日は、令和6年4月1日です。

以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり決することと決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【教育長】

日程第7及び日程第8として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

では、そのように決定をさせていただきます。

【教育長】

続きまして、日程第7 議案第9号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第9号「銚子市立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則制定について」提案理由をご説明いたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が令和6年1月1日に施行され、市町村において令和6年度から個人住民税均等割と併せまして、国税である森林環境税が賦課徴収されることに伴い納税通知書などの名称が変更されます。それに伴いまして、銚子市立高等学校授業料減免規則の該当箇所の文言について、所要の改正をしようとするものです。

減免申請書の添付書類に関する規定のうち「課税（非課税）証明書又は市町村民税・県民税納税通知書の写し」を「課税状況を証する書類」に、具体的名称から抽象的表現に改正することにより、今後、納税通知書などの名称変更が生じた都度規則改正を行わなくて済むようにしようとするものです。

以上で、議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり決することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第8 議案第10号を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第10号は人事案件となりますので、非公開としたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

【教育長】

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

### 《 職 員 退 室 》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

### 《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。採決を行いまして、議案第10号は、原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時30分

以上をもちまして、令和6年3月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和6年4月24日

署名委員 裕 崎 継 雄

署名委員 安 藤 清